

「やまぐち子育て応援パスポート事業」実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「みんなで子育て応援山口県」の実現を目指し、安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成を図ることを目的とする「やまぐち子育て応援パスポート事業」（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「子育て家庭等」とは、第2項各号又は第3項各号のいずれかの家庭をいう。

2 この要綱において「一般」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 満18歳未満の者（満18歳となった最初の3月31日を迎えるまでの者を含む。）がいる家庭

(2) 妊娠中の者がいる家庭

3 この要綱において「プレミアム（多子世帯）」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。

(1) 住民票の同一世帯に満18歳未満の子どもが3人以上いる家庭

(2) 住民票の同一世帯ではないが、扶養している子どもを含めて、満18歳未満（満18歳となった最初の3月31日を迎えるまでの者を含む。）の子どもが3人以上いる家庭

(3) 妊娠中の子どもを含めて、満18歳未満の子どもが3人以上となる家庭

3 この要綱において「協賛店舗」とは、子育て家庭等に対し、サービスを提供する店舗として、やまぐち子育て連盟（以下「連盟」という。）が登録したものをいう。

4 この要綱において「サービス」とは、「一般」又は「プレミアム（多子世帯）」を対象とした次に掲げるサービスをいう。

(1) 料金の割引、無料サービス

(2) ポイント加算、クーポン券・サービス券提供、利率優遇

(3) 商品・景品提供

(4) 子育てにやさしい設備・対応

(事業の実施)

第3条 事業は連盟が主体となり、関係機関と協働して実施するものとする。

2 連盟は、次の事務を行う。

(1) 協賛店舗の募集

- (2) 協賛店舗の登録及び更新
- (3) ステッカー等の交付
- (4) 子育て家庭等への事業の広報
- (5) 協賛店舗のサービスの広報

(協賛店舗の取組)

第4条 協賛店舗は、子育て家庭等に対し、可能な範囲で独自に設定したサービスを提供するものとする。

- 2 サービスの提供に関する経費は、協賛店舗が負担するものとする。

(登録)

第5条 協賛店舗として登録を受けようとする者は、登録申込書（様式1）を連盟に提出する。

- 2 連盟は、申込内容が適当であると認めるときは、協賛店舗として登録する。
- 3 連盟は、申込者に対し登録の適否を通知するとともに、登録した時はステッカー等を交付する。

(変更・中止)

第6条 協賛店舗は、申込内容を変更しようとする場合又はサービスを中止しようとする場合は、速やかに変更（中止）届（様式2）を連盟に提出するものとする。

(登録の取消)

第7条 連盟は、協賛店舗の申込内容に虚偽があるなど、協賛店舗として不適当と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(サービスの利用)

第8条 子育て家庭等が協賛店舗においてサービスを利用しようとする場合は、やまぐち子育て応援パスポート（以下、「パスポート」という。）を提示するか又はサービスを利用したい旨申し出るものとする。

(子育て家庭等の確認)

第9条 協賛店舗は、前条の申し出によりサービスを提供する場合は、パスポートにより、子育て家庭等の確認をするものとする。ただし、パスポートの提示がない場合は、次に掲げる方法により、子育て家庭等の確認をするものとする。

- (1) 利用者が子ども連れ又は妊娠中の者であることを原則目視により確認する。
- (2) 利用者が子ども連れでない場合又は妊娠中の者であると確認できない場

合は、保険証、母子健康手帳等の提示を求めることができる。

(3) その他協賛店舗において、子育て家庭等に過度の負担をかけない独自の
方法で確認することができる。

(ステッカーの取扱)

第10条 協賛店舗は、ステッカーを店舗入り口や会計窓口など利用者の目に付きやすい場所に掲示する。

2 協賛店舗は、サービスを中止した場合、ステッカーの掲示をしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。